



# 受動喫煙防止対策 を実施します。

町の施設において「滝上町受動喫煙防止対策ガイドライン」にそって、平成21年4月1日から



No.	施設名	受動喫煙防止対策		
		敷地内禁煙	建物内禁煙	建物内分煙
1	病院	○		
2	歯科診療所	○		
3	滝上中学校	○		
4	滝上小学校	○		
5	濁川小学校	○		
6	白鳥小学校	○		
7	滝西小学校	○		
8	滝上幼稚園	○		
9	給食センター	○		
10	児童館	○		
11	滝美保育所	○		
12	濁川保育所	○		
13	旧滝下小学校		○	
14	スポーツセンター		○	
15	室内グラウンド		○	
16	プール		○	
17	野球場		○	
18	多目的グラウンド		○	
19	テニスコート		○	
20	パークゴルフ場		○	
21	スキー場		○	
22	文化センター		○	
23	札久留公民館		○	
24	基幹集落センター		○	

No.	施設名	受動喫煙防止対策		
		敷地内禁煙	建物内禁煙	建物内分煙
25	図書館		○	
26	郷土館		○	
27	駅舎記念館		○	
28	たくみ館		○	
29	多目的活性化センター		○	
30	火葬場		○	
31	クリーンセンター		○	
32	滝下農業研修センター		○	
33	一区農業構造改善センター		○	
34	滝西会館		○	
35	ふれあいセンター		○	
36	湊谷公園センターハウス		○	
37	フロックスハウス		○	
38	フレグランスハウス		○	
39	キューパレス		○	
40	香りの里たきのうえ(道の駅)		○	
41	パークゴルフ場(湊谷公園)		○	
42	消防(事務所)		○	
43	消防会館		○	
44	庁舎		○	
45	農産品加工研究センター		○	
46	ゲートボール場		○	
47	公用車		○	
48	ホテル湊谷			○

「滝上町受動喫煙防止対策ガイドライン」は、平成21年4月1日から施行されます(広報4月号に掲載します。)

このガイドラインは、受動喫煙から町民を守り、町民が健康で快適に過ごすことができる環境づくりをすることを目的としています。

施行1年目の平成21年度は、まず、町の施設について「受動喫煙防止対策」を進めます。

その後、町以外の事業所等にも、ご協力をお願いすることとしています。

全庁的な受動喫煙防止対策を推進していきたいと考えています。

町民の皆さんのご協力をお願いいたします。

(保健福祉課)

各施設では、明確に表示をしておりますので、それに従ってください。

「喫煙場所」は指定されています。指定した場所以外では、「喫煙」することはできません。

問合せ先：各施設管理担当係へ